

専決処分の承認を求めることについて

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和8年8月28日提出

大磯町長 池田 東一郎

専決処分書

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和8年7月3日

大磯町長 池田 東一郎

（理由）

相手方に対する早急な賠償を実施するに当たり、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めたため。

損害賠償の額を定めることについて

大磯町は、次のとおり損害を賠償する。

- 1 損害賠償額 852,720 円
- 2 賠償の相手方 個人（詳細省略）
- 3 事故の概要 令和8年4月17日（金）午後2時40分頃に、職員が運転する公用車が大磯町役場駐車場内にて転回する際に、駐車中の個人が所有する普通自動車の右側前方部に接触し、損傷させた。
- 4 対応の経過 令和8年4月17日 事故発生
 令和8年7月10日 示談締結